

障害者向け訓練支援機器貸借について（留意事項）

障害を補うための職業訓練支援機器を貸借契約により用意して障害特性に応じた訓練を実施した場合は、障害の特性上その機器がなければ訓練が成立しないものを想定しており、単に訓練が便利になる程度では委託費の対象となりません。また、実際に機器を使用した受講者がいない場合には委託費を支払うことはできません。

対象機器の例示

- ・視覚障害者に対して、音声読み上げソフトなどの障害特性に応じたソフトウェアを導入したパソコン、点字プリンター
- ・視覚障害者（弱視の方）に対して、音声読み上げソフトなどの障害特性に応じたソフトウェアを導入したパソコン、大型モニター、拡大読書器
- ・上肢障害者に対して、音声認識ソフト（音声で文章入力等ができるソフトウェア）を導入したパソコン、足用マウス
- ・聴覚障害者に対して、音声認識ソフト（音声で文章入力等ができるソフトウェア）を導入したパソコン

職業訓練支援機器及びソフトウェアを対象としており、職業訓練実施中に用意・使用する必要があるものであり、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得するための訓練を実施するために必要なものが対象となるため、車イスや杖等の日常生活で活用しているものや、手すりや簡易スロープ等の施設に係るものは対象としておりませんので御注意ください。